

各専門部会への当事者参画について

文京区障害者地域自立支援協議会からの下命を受けて、各専門部会において「障害当事者の部会への参画について」検討を行った。

<相談支援専門部会>

◎相談支援専門部会に当事者が参画することは可能との意見があり、基本的には、当事者の参画を受け入れていく方向で考えていく。

ただし、現時点では、参画にあたって障害種別や支援の方法等の課題などの整理が出来ていないことから、来年度当初から相談支援専門部会に専門部会の委員としての当事者の参画については、見合わせるものとする。

◎当事者部会を創設して、そこに相談支援専門部会の何名かが説明に行って議論してもらい、その後その議論を踏まえて当事者部会から代表者が専門部会にきて報告をし、さらに議論を深めるという形で当事者は参画する。

※ 今後当事者部会を開催していく中で、また相談支援専門部会への当事者の参画方法等を検討していく。

<就労支援専門部会>

就労支援専門部会での当事者の参画については、基本的に大きな課題はないと考えられる。一方、障害者の就労支援は、特別支援学校の卒後対策や障害者雇用企業への支援例、ハローワークの取り組みに関する事など、内容が多岐に亘る部分もあるので、事務局提案の当事者部会での検討や協議を経験するとともに、広範囲に亘る議題での混乱を避ける工夫等を検討した上で、専門部会へ参画した方が当事者にとり、より建設的な参画となることから、現時点での専門部会への参画はしないものとする。

(専門部会との意見交換は、事務局提案の形で行う。)

<権利擁護専門部会>

障害者の権利擁護については、本来、当事者にしかわからない部分があることから、本専門部会に障害当事者が参画することは、当然のものと考えている。

本専門部会に参画していくため、当事者に対して必要なサポート体制や支援の方法、権利擁護という幅の広い内容のどういった部分での当事者の参画が必要であるか等の検討を本専門部会において速やかに行い、出来る限り早期に当事者の参画を実現していくものとする。

なお、当事者が本専門部会に参画するまでの間、来年度に設置予定の当事者部会と連携しながら、当事者の意見を専門部会に反映していくこととする。